

## (仮称) 阪南市地域まちづくり協議会条例(素案)

令和 年 月 日  
条例第 号

## (目的)

第 1 条 この条例は、阪南市自治基本条例(平成 21 年条例第 21 号)第 16 条第 1 項の規定に基づき、協働によるまちづくりを推進するために組織する地域まちづくり協議会に関し必要な事項を定めることにより、地域における住民自治を推進することを目的とする。

## (用語)

第 2 条 この条例で使われている用語の意味は、次のとおりとする。

- (1) 住民自治 自分たちの住んでいる地域を、自ら運営することをいう。
- (2) 市民 市内に在住、在勤若しくは在学をする個人、市内に事業所を置く事業者又は活動する団体をいう。
- (3) 自治会等 一定の区域内の住民等で構成された、地域住民等の福祉や振興の向上のため活動する組織をいう。
- (4) 市民公益活動団体 市民が自主的に、地域課題又は社会的課題の解決に取り組む、営利を目的としない公益な活動を行う団体
- (5) 地域まちづくり協議会 概ね小学校区を単位とする地域内の市民（以下、「地域の市民」という。）市民により構成され、その地域内に所在する自治会等その他の市民公益活動団体の参加を得ている団体であつて、第 4 条第 1 項の規定による市長の認定を受けたものをいう。

## (構成)

第 3 条 地域まちづくり協議会の構成員は、地域の市民とする。

## (認定)

第 4 条 市長は、次のいずれにも該当する団体を、地域まちづくり協議会として認定することができる。

- (1) 団体の名称、事務所の所在地、総会の方法、代表者及び役員を選出方法及びその役割、予算の編成及び決算の報告、規約の改廃方法、監査その他団体を運営するために必要な事項が、規約に定められている団体
  - (2) 団体の代表者及び役員を選出その他の団体運営が、規約に基づき行われている団体
  - (3) 自治会等及び市民公益活動団体が参画している団体
  - (4) 地域の市民が、希望に応じて活動に参加することができる団体
- 2 前項に規定する認定は、地域まちづくり協議会の地域内において、1 団体に限り行うものとする。
- 3 第 1 項に規定する認定に関する手続は、市長が別に定める。

## (活動)

第 5 条 地域まちづくり協議会は、その地域の特性を活かし、地域の課題解決や魅力の向上に向けて、自主的かつ主体的にまちづくりを行うこと。

2 地域まちづくり協議会は、その活動について、地域の市民との情報共有に努めること。

3 地域まちづくり協議会は、自らが取り組む地域のまちづくりの目標、活動方針、内容などを定めた地域計画を策定すること。

(活動の制限)

第6条 地域まちづくり協議会は、次に掲げる活動を行ってはならない。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を強化育成することを主たる目的とする活動

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

(3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。の候補者(候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は特定の政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある反社会的な活動

(行政の助言及び支援)

第7条 行政は、地域まちづくり協議会の自主性及び主体性を尊重し、その活動について適切な助言及び支援を行うこと。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和〇年〇月〇日から施行する。